



下野薬師寺



下古山里宮神社太々神楽



干瓢農家と夕顔畑



薬師寺八幡宮祇園祭の神輿渡御



フラデッポウの様子

# 景観計画策定委員会に 至るまでの経緯

～景観まちづくりの制度について～



下野国分寺跡

下野市 建設水道部 都市計画課

1

## 目次

### 1. 景観とは

- 1-1 「景観」とは・・・
- 1-2 「景観まちづくり」とは・・・
- 1-3 景観形成の意義

### 2. 景観法の背景と目的

### 3. 下野市の取り組み (景観計画及び緑の基本計画の策定)

- 3-1 歴史的風致維持向上計画
- 3-2 景観行政団体について
- 3-3 景観計画について
- 3-4 個別の景観課題への対応例
- 3-5 景観まちづくりと市民の活動
- 3-6 緑の基本計画の概要

2

# 1. 景観とは

3

## 1-1. 「景観」とは…

それぞれの地域ごとの歴史、地勢や生態系などの風土、文化や伝統、私達一人ひとりの暮らしや経済などと、技術の進歩や法律等の制度が背景となって作られるものです。



4

## 1-1. 「景観」とは・・・

良好な景観は、地域の個性や特色をわかりやすく特徴づけるものであり、人々の地域に対する愛着やふるさと意識をはぐくみます。



(おおぼらいしき)  
薬師寺八幡宮の大祓式での茅の輪くぐり

5

## 1-1. 「景観」とは・・・

身の回りの良好な景観は、潤いある魅力的で豊かな生活環境の創出に貢献します。

美しく個性的な景観は、観光をはじめ、国内や世界各地との交流を活発にする役割を担います。

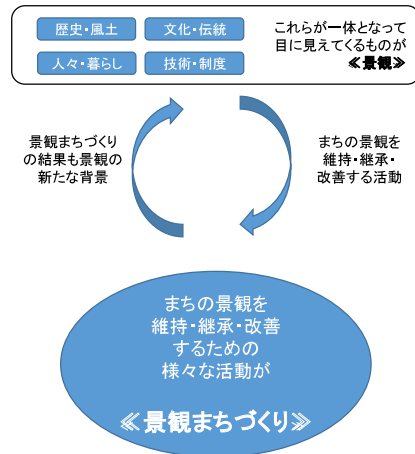


天平の花まつり(天平の丘公園)

6

## 1-2. 「景観まちづくり」とは・・・

景観まちづくりは、それぞれのまちや地域が、住民ひとりひとりの資産となり、次代に引き継ぐに値する魅力的なものとなるよう、行政や住民・事業者等が協働して行う取り組みです。



7

## 1-2. 「景観まちづくり」とは・・・

景観まちづくりは、現在の良好な景観を大事に保全することだけでなく、新たに現代的で美しく魅力的な景観をつくりだすことも含みます。



道の駅しもつけ

8

## 1-2. 「景観まちづくり」とは・・・

清掃や緑化など、日々の暮らしに根ざした、まちの景観を整えるための地道な活動も、良好な景観まちづくりに貢献しています。



姿西部考古台コミュニティによる下野国分尼寺跡除草活動

9

## 1-3. 景観形成の意義

景観形成は、単に視覚的に美しいものを守り育てるということだけでなく、地域の人々が生きいきとした豊かな生活を送ることのできる「地域づくり」、「まちづくり」につながるものであります。

10

## 2. 景観法の背景と目的

11

### ～ 景観法の背景と目的 ～

景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観形成を促進し、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、我が国で初めての景観に関する総合的な法律として平成16(2004)年に成立されました。

景観法では良好な景観形成に関する基本理念及び国、地方公共団体、事業者及び住民の責務が定められるとともに、景観計画の策定、景観計画区域・景観地区等における行為制限、景観重要公共施設の整備、景観協定の締結等、地方公共団体の取組を後押しする各種制度の設計がなされています。

**【基本理念】良好な景観は・・・**

1. 国民共通の資産
2. 地域の自然・歴史・文化等と人々の生活、経済活動との調和が不可欠
3. 地域の個性を伸ばす多様な景観の形成
4. 住民、事業者、行政の協働
5. 新たな景観の創出を含む

12

## 景観法の対象地域のイメージ



13

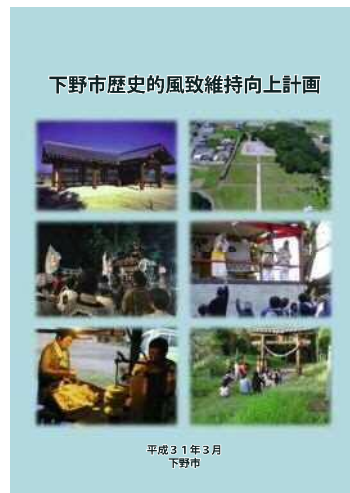
## 3. 下野市の取り組み

～ 景観行政団体から景観計画の策定 ～

14

## 3-1. 歴史的風致維持向上計画

下野市では平成31年3月に「下野市歴史的風致維持向上計画」を策定しました。



15

## 3-1. 歴史的風致維持向上計画

これは本市に残る歴史的風致を整理し、多くの市民の理解促進と歴史的風致を維持向上させる各種ハード・ソフト事業を展開し、景観やまちづくりに対する住民の意識向上を図るとともに、歴史を核としたまちづくりの推進につなげていことを目的としています。

16



## 3-1. 歴史的風致維持向上計画

景観計画と密接な関係にある歴史的風致維持向上計画は10年ごとに見直すこととなりますが、見直しにはその上位計画となる景観計画が必要となります。

また、景観計画による緩やかな規制を設けることで、歴史的風致維持向上計画を補完する効果もあります。

17

## 3-2. 景観行政団体について

景観法を活用し景観施策を推進するためには・・・

景観行政を推進する地方公共団体である景観行政団体となり、景観計画を策定し、景観条例を制定する必要があります。

【景観法の施行状況】(令和2年3月31日現在)

全国で景観行政団体は759団体(うち都道府県42、政令市20、中核市56、その他の市町村641)

このうち、景観計画の策定団体は604団体(うち都道府県20、政令市20、中核市52、その他の市町村512)

県内では、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、矢板市\*、那須塩原市、さくら市、下野市、高根沢町、那須町の14団体が景観団体に移行しており、下野市と矢板市を除く12団体が景観計画を策定しています。

\* 令和2年4月1日景観団体に移行



18

## 3-2. 景観行政団体について



平成31年4月1日、

下野市においても景観行政団体となる

景観計画策定に関する基本方針(県協議資料より)

1. 景観計画の区域 : 下野市全域
2. 基本目標 : 快適でうるおいのある環境で  
新たな人の流れをつくるまちづくり
3. 基本方針 : ① 市街地景観の形成  
② 歴史文化と一体となった景観の形成  
③ 自然環境の保全

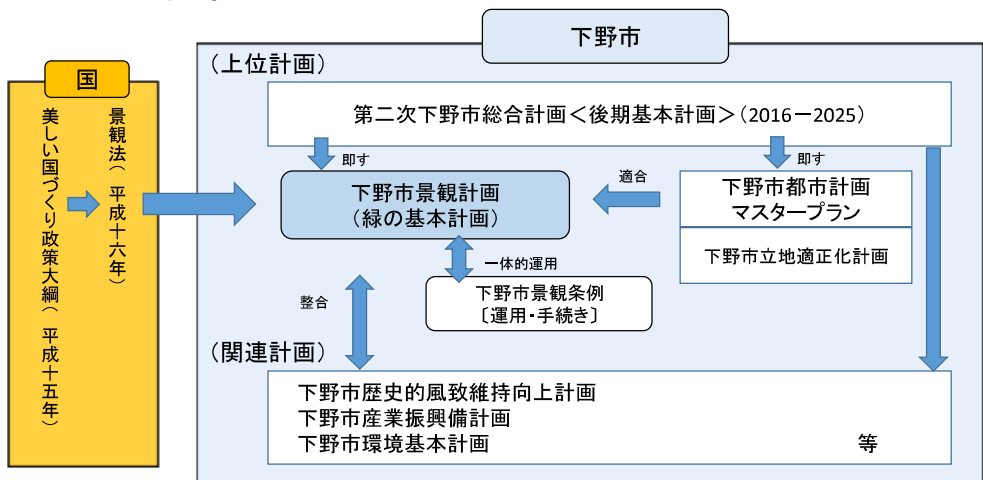
将来都市構造図(基本ゾーン区分図)



19

## 3-3. 景観計画について

### 景観計画の位置づけ



20

## 3-3. 景観計画について

### 景観計画の性格

景観計画は、良好な景観形成のための必要な事項を定める法定計画で、良好な景観形成に関する方針を定め、建築物や工作物等に対して、届出・勧告などの緩やかな規制を行うものです。

また、都市計画法や屋外広告物法などのそれぞれの領域に対して、横断・連携による良好な景観形成への取組が可能となります。

21

## 3-3. 景観計画について

### 景観計画のメリット

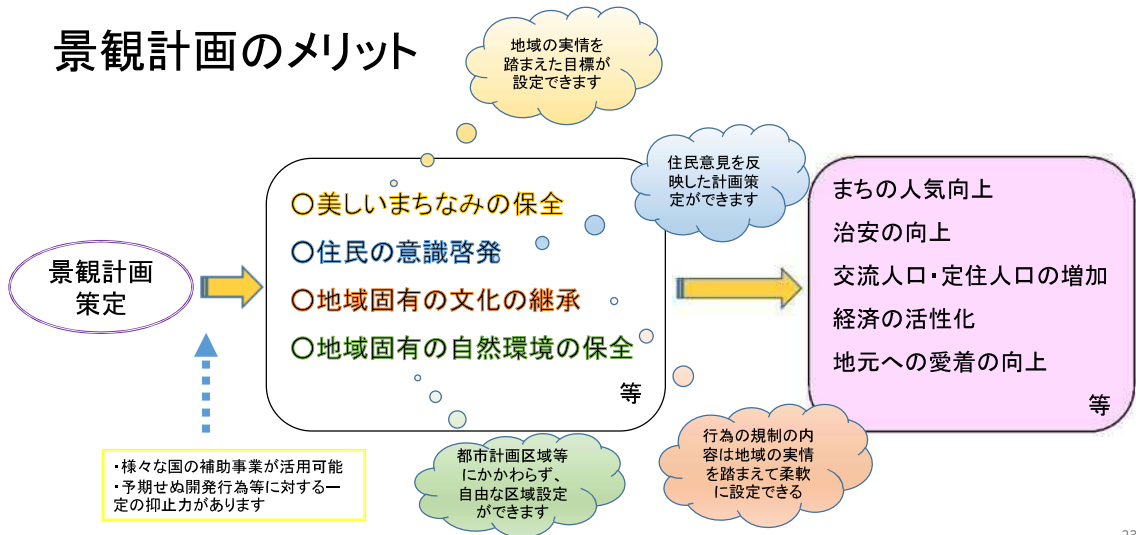
景観計画を策定することで、様々な国の補助金が活用可能になるだけでなく、予期せぬ開発行為等に対する一定の抑止力としての働きが期待できます。

計画的な地域の景観形成は、美しいまちなみの保全・創出、地域固有の文化の継承等につながり、結果的にまちの魅力や治安の向上による外部からの人口流入、地元への愛着の向上による人口流出抑制等にもつながります。

22

## 3-3. 景観計画について

### 景観計画のメリット



23

## 3-3. 景観計画について

### 景観計画に定める事項(法第8条第2項)

#### 必須事項

- **景観計画区域**
- 景観計画区域における**良好な景観の形成に関する方針**
- 良好な景観の形成のための**行為の制限に関する事項**
- **景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針**  
(指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る)

24

## 3-3. 景観計画について

景観計画に定める事項(法第8条第2項)

### 選択事項

- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項(サイン計画など)
- 景観重要公共施設の整備に関する方針と基準
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

25

## 3-3. 景観計画について

### 景観計画の区域

…景観形成の基本計画としての効力の及ぶ範囲



【参考:景観計画区域のイメージ(国土交通省資料を加工)】

26

## 3-3. 景観計画について

### 景観計画の方針

…景観形成の基本計画  
としての方針



【参考：景観計画区域のイメージ(国土交通省資料を加工)】 21

## 3-3. 景観計画について

### 行為の制限に関する事項…

#### ○ 届出対象行為

(法第16条)

届出の対象については、各景観団体の必要に応じて追加して選択することも、条例により適用除外を設けることも可能

#### 【必須届出対象行為】

1. 建築物の建築等
2. 工作物の建設等
3. 開発行為

条例により、必要に応じて対象を絞り込んで位置付けることが可能

#### 【選択可能な行為】

1. 土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更
2. 木竹の植栽又は伐採
3. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
4. 水面の埋立て又は干拓
5. 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件(屋外にあるものに限る)の外観について行う照明
6. 火入れ

等

## 3-3. 景観計画について

### 行為の制限に関する事項・・・

#### ○ 景観形成基準

届出対象行為ごとに景観形成基準(行為の制限)を定めます。この基準に適合しないと**勧告**の対象になります。

#### 【次に掲げる制限のうち必要なものを選択】

- ・建築物又は工作物の、形態又は色彩その他の意匠の制限
- ・建築物又は工作物の、高さの最高限度又は最低限度
- ・壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
- ・その他、法第16条第1項の届け出を要する行為ごとの良好な景観形成のための制限

29

## 3-3. 景観計画について

### 景観形成基準の例

カシハラシ(奈良県)

#### 橿原市景観計画

#### ○ 周辺景観保全エリア

歴史的集落を中心としたまとまりのある景観形成を目指し、建築物・工作物のボリューム・形態や高さ、色彩などをコントロールしています。

(色彩基準は次頁)



眺望のひらけたまとまりのある農地などは保全する 生垣、石垣等の自然素材又は自然素材に近い色彩・素材を使用する



【参考：橿原市景観計画・景観条例のあらましより】

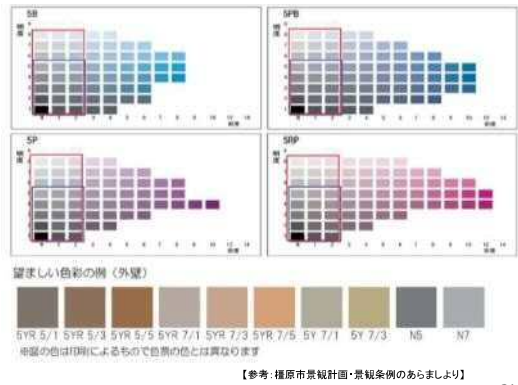
30



# 3-3. 景観計画について

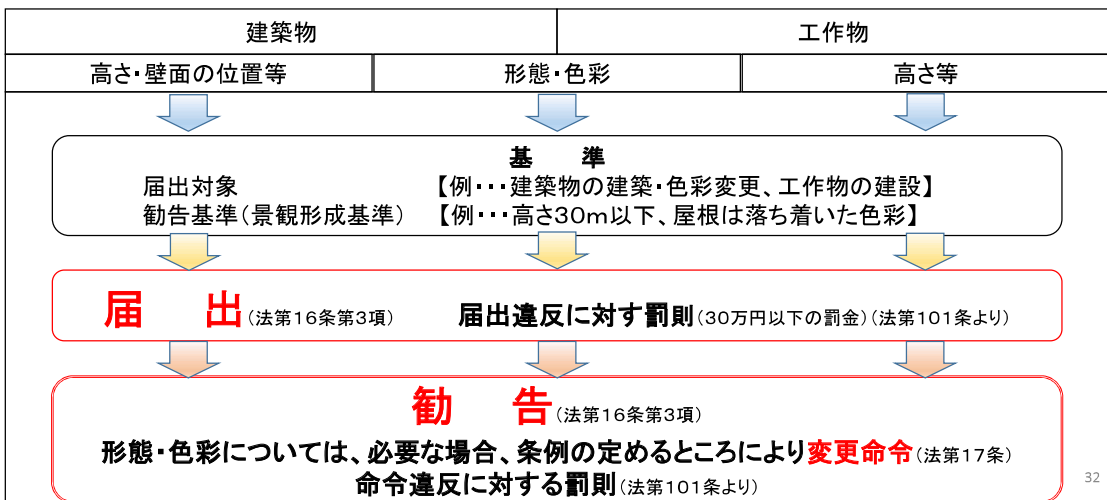
## ○ 周辺景観保全エリアにおける色彩基準

- ・「壁面基調色」「屋根の色」に区分し、きめ細かくマンセル値を設定
- ・望ましい色彩の例も設定



# 3-3. 景観計画について

## 景観計画区域における勧告・変更命令

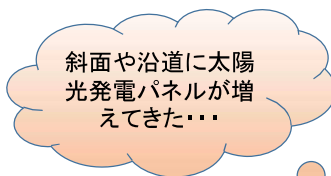




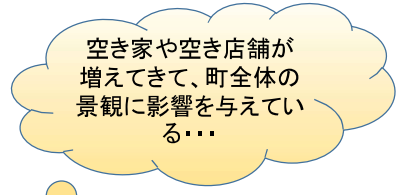
## 3-4. 景観計画について

### 個別の景観課題への対応例

ここでは、近年景観課題として発生している「太陽光発電設備等の景観誘導」や「空き家・空き店舗の景観誘導」に対する取り組み例を紹介します。



斜面や沿道に太陽光発電パネルが増えてきた...



空き家や空き店舗が増えてきて、町全体の景観に影響を与えている...

33

## 3-4. 景観計画について

### 個別の景観課題への対応例

#### ① 太陽光発電設備等の景観誘導

太陽光発電設備の設置を景観計画の届出行為に位置付けることで、事前協議や届出後の指導において景観形成基準や関係法令への適合を求めることができます。

〈例えば景観形成基準の設定の工夫により...〉

- ・パネル・架台・付属物の色彩や素材についての基準を定める
- ・配置や植栽等による目隠しなど、パネル等を見えづらくする工夫を求める

等

34

## 3-4. 景観計画について

### 個別の景観課題への対応例

#### ② 空き家・空き店舗の景観誘導

空き家の活用事業にも景観計画の景観形成基準を適用することで、空き家の景観誘導を行う方法があります。

〈例えば・・・〉

- ・解体・除去後の敷地について、植栽や定期的な除草など、適切な維持・管理に努めることを景観形成基準として規定
- ・景観計画の中で、空き家の増加によって景観に影響が出ることを、景観形成上の課題として挙げる

等

35

## 3-5. 景観計画について

### 景観まちづくりと市民の活動

〈例えば、宇都宮市の令和元年度まちなみ景観賞では・・・〉

- ・まちなみ景観賞 大賞(もみじ図書館)

地域住民やもみじ通りを訪れる人たちが集える場所として、アパートの空き部屋をリノベーションした民営図書館です。開放的なつくりにより室内からの照明が漏れ魅力的な夜間景観が創出されているほか、地域のコミュニティの場として新たなまちなみ景観を創出しています。

- ・景観づくり部門「ふれあいと品格に満ちた文化まち」の景観(自治会として)

花植えや定期的な清掃活動のほか地区内の道路に住民手作りの愛称プレートを設置するなど住民による様々な活動が行われています。お年寄りから子どもまで多くの人の協力によって、緑豊かなまちなみが形成されています。



**協働のまちづくり！**

36

まちなみ景観賞 大賞 もみじ図書館(西3丁目4番8号)

---



37

景観づくり部門「ふれあいと品格に満ちた文化まち」の景観 (みやのもり自治会)(西川田町ほか)

---



38

# 緑の基本計画の概要

## ～ 都市緑地法の背景と目的 ～

39

## ～ 都市緑地法の背景と目的 ～

緑の基本計画(みどりのきほんけいかく)とは、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。

都市緑地法第4条に定めがあり、これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができるとしています。



【参考：生物多様性が豊かな都市のイメージ(国土交通省資料)】

40

## 3-6. 緑の基本計画について

### 主な制度の概要

- 緑地の保全及び緑化の目標
- 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- 地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針  
その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進に関する事項

#### 【参考】

下野市の平地林306ha、市域面積に占める割合4.1%(下野市第2次国土利用計画より)



【参考：緑地による有機的なネットワーク(国土交通省資料)】

41

## 3-6. 緑の基本計画について

平成18年1月に南河内町、石橋町、国分寺町の3町が合併し、下野市が誕生しましたが、旧南河内町は平成12年度～平成31年(令和元年)度の20年間、旧国分寺町は平成16年度～平成35年(令和5年)度の20年間をそれぞれ目標年次とし、市町村における「緑のまちづくり」を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定することを目的として策定されました。

合併後は、現計画の見直しがなされず、今日に至っており、平成28年度に策定した「下野市都市計画マスタープラン」のなかで、「自然環境の保全・活用に係る実現方策」として、「緑の基本計画の策定」が定められており、令和2年度～令和3年度の2か年で、「景観計画」と併せて「緑の基本計画」を策定することになりました。

42

下野市景観計画及び緑の基本計画の策定に向けた

# アンケート調査へのご協力をお願い

～住みよいまちづくりをすすめるために、あなたの声をお聞かせください～

日頃から、市政にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

下野市では、現在、「下野市景観計画」及び「下野市緑の基本計画」の策定に向けた作業を進めております。

このアンケート調査は、下野市の景観や緑について抱いている思いや、今後の在り方についてご意見をお伺いし、その結果を両計画策定への基礎資料にさせていただくために行うものです。

ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和2年7月 下野市長 広瀬 寿雄

## ● ご記入にあたって

- このアンケートは、宛名のご本人がお答えください。
- 裏面の説明をご一読いただき、回答をお願いします。
- 記入はボールペンか濃い鉛筆などで、はっきりとお書きください。
- 回答は番号に○をつけるなど、ご指定する方法でお答えください。
- 「その他」を選択された場合は（ ）内に具体的にお書きください。

## ● その他

- このアンケート調査は、市内にお住いの13歳以上の市民の方から無作為に2,000名の方を抽出し実施しています。
- 封筒やアンケート用紙にお名前を記入する必要はありません。
- この調査はあくまでも計画策定の基礎調査とすることを目的としていますので、別の目的には使用しません。
- ご記入後は、同封の返信用封筒に調査票を入れて、  
切手を貼らずに8月〇日(〇)  
までに郵便ポストへ投函してください。

## 【アンケートに関するお問い合わせ先】

下野市建設水道部 都市計画課 下野市笹原26番地

TEL：0285-32-8909 Eメール：toshikeikaku@city.shimotsuke.lg.jp

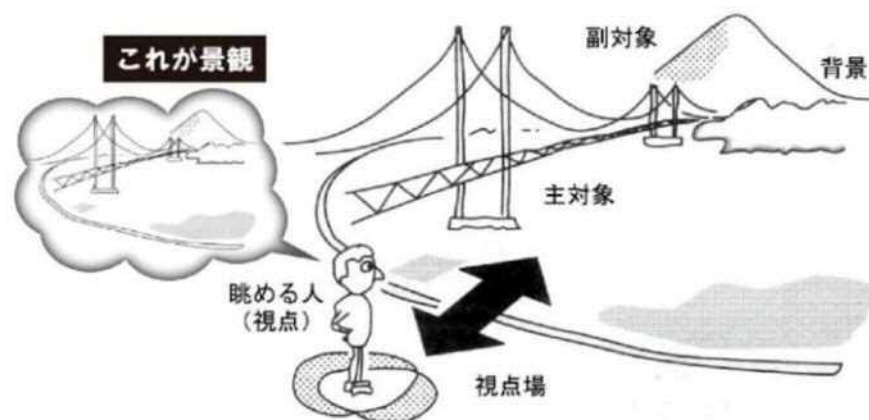


# アンケートを始める前にお読みください

## 『景観』とは

景観とは、目に映るものだけではなく、それぞれの地域ごとの歴史、風土、文化や伝統とともに、一人ひとりの暮らしや活動などが背景となつてつくられるものを、私たちが五感を通して感じる眺めのことです。

そのため、景観は見る人の感じ方によって異なりますが、良好な景観とは単に「きれいな眺め」や「整然とした街並み」ということではなく、見る人が『好ましく愛着や誇りを感じる眺め』のことを言います。



## 『緑』とは

本アンケートで扱う「緑」とは、樹木や草花など植物そのものだけではなく、樹林や農地、公園、水辺、住宅の庭や生垣など、樹木や草花、水によってつくられる環境全般のことを呼ぶこととしています。

## 良好な景観づくりによって

良好な景観は、地域の個性や特色をわかりやすく特徴づけるものであり、人々の地域に対する愛着やふるさと意識を育みます。

身の回りの良好な景観は、潤いある、魅力的で豊かな生活環境の創出に貢献します。

美しく個性的な景観は、観光をはじめ、国内や世界各地との交流を活発にする役割を担います。

## あなたご自身について

問1 あなたの性別はどちらですか。 は1つ

1. 男性

2. 女性

問2 あなたの年齢はおいくつですか。 は1つ

1. 10歳代

2. 20歳代

3. 30歳代

4. 40歳代

5. 50歳代

6. 60歳代

7. 70歳代

7. 80歳以上

問3 あなたがお住まいの地区はどちらですか。 は1つ

1. 南河内地区

2. 石橋地区

3. 国分寺地区

問4 現在お住いの地区での居住年数は何年ですか。 は1つ

1. 1年未満

2. 1年以上5年未満

3. 5年以上10年未満

4. 10年以上20年未満

5. 20年以上

## お住いの地区の景観について

問5 あなたは、お住いの地区の景観を魅力的だと思いますか。 は1つ

1. 大いに思う

2. 少し思う

3. どちらともいえない

4. あまり思わない

5. まったく思わない



問6 あなたのお住いの地区は、以前（概ね 10 年前※）と比べて変わりましたか。○は1つ  
※居住年数が10年未満の場合には、住み始めた頃と現在を比べてください。

1. 道路や河川、水路などの公共施設が整備されて、景観が良くなった
2. 公園など憩いの場が整備されて、景観が良くなった
3. 一般の建物が新しくなって、景観が良くなった
4. その他の理由で景観が良くなった ( )
5. 道路や河川、水路などの公共施設が整備されて、景観が悪くなった
6. 耕作放棄地や空き地が増え、景観が悪くなった
7. 新しい建物などができて、町並みの景観が悪くなった
8. その他の理由で景観が悪くなった ( )
9. 良くなったとも、悪くなったとも、どちらともいえない

問7 良好な景観を損ねる要因は、以下に示す項目のうちどれだと思いますか。○は3つ以内

1. 色やデザイン、高さが周辺と調和していない建築物
2. 空き店舗や管理されていない空き家などの建築物
3. 道路や橋、水路などの人工構造物
4. 派手な色や乱雑に設置された広告や看板
5. 電柱、鉄塔、携帯用アンテナや太陽光発電パネルなどの工作物
6. 手入れの行き届かない平地林や耕作放棄地
7. ごみの不法投棄
8. 資材や土石などの野積み
9. 道路や河川などへのごみのポイ捨て
10. 特に思いつかない
11. その他 ( )

## 下野市全体の景観について

問8 あなたは、下野市の景観を魅力的だと思いますか。○は1つ

1. 大いに思う
2. 少し思う
3. どちらともいえない
4. あまり思わない
5. まったく思わない

問 9 以下に示す項目ごと (①～⑬) の景観に対する「満足度 (問 9-1)」と「重要度 (問 9-2)」についてお伺いします。下野市全体の景観として、あなたのお考えに最も近いものを選んでください。項目ごとに○は1つ

項 目	満足度 (問9-1)					重要度 (問9-2)				
	満 足	や や 満 足	ふ つ つ	や や 不 満	不 満	重 要	や や 重 要	ど こ ら い でも ない	や や 重 要 で ない	重 要 で ない
例) 山並み・山林などの山の眺望景観	①	2	3	4	5	①	2	3	4	5
① 山並み・山林などの山の眺望景観	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
② 姿川や田川などの川辺の景観	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
③ 田園や平地林などの景観	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
④ 古い町並みや建物などの歴史的景観	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑤ 神社仏閣とその周辺の景観	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑥ 祭りや伝統芸能の景観	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑦ 駅周辺の市街地景観	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑧ 商店街などの景観	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑨ 幹線道路などの沿道景観	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑩ 居住地としての住宅地景観	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑪ 活力を感じさせる工場景観	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑫ 公園や広場などの整備された緑地景観	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑬ 平地部の広がりのある農地景観	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

問10 良好な景観を形成する上で、今後残していきたい建築物や樹木などがあればご記入ください

建築物・樹木など	
理由・説明	

※名称がわからない場合は、場所や特徴などをわかる範囲でご記入ください。

## 今後の下野市の景観づくりについて

問11 今後、良好な景観づくりを進めていくために、ルール作りが必要だと思われませんが、どのような取り組みが最も必要だと思いますか。

1. 全市的にきめ細やかなルールを設ける
2. 全市的に緩やかなルールを設け、景観上特に重要な地区において、きめ細かなルールを設ける
3. 景観上特に重要な地区のみ、きめ細かなルールを設ける
4. 全市的に緩やかな最低限度のルールを設ける
5. その他 ( )

問12 あなたは、良好な景観づくりを進めていくために、具体的にどのようなルールや取り組みが必要だと思いますか。

1. 建築物や工作物のデザインや色彩などのルール
2. 建築物や工作物の高さのルール
3. 電線、鉄塔などの景観への配慮
4. 周囲と調和した公共施設のデザイン
5. 歴史的建造物、樹木の保全のルール
6. 敷地の緑化や樹木の保全のルール
7. 看板や広告物の大きさや設置場所、デザイン、色彩のルール
8. その他 ( )

## 「緑」について

問13 あなたがお住まいの地域では、どのような「緑」が多いと思いますか。

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 1. 公園の緑             | 2. 道路の街路樹           |
| 3. 河川などの水辺の緑        | 4. 生垣、庭木などの宅地の緑     |
| 5. 田畑の緑             | 6. 工場や事業所の緑         |
| 7. 寺社仏閣や自然林などの伝統的な緑 | 8. 学校や病院などの公共公益施設の緑 |
| 9. 平地林など山林の緑        | 10. その他 ( )         |

問14 以前（概ね10年前※）と比べてあなたがお住まいの地域の「緑」は増えていると思いますか。

※居住年数が10年未満の場合には、住み始めた頃と現在を比べてください。

- |          |          |             |
|----------|----------|-------------|
| 1. 増えた   | 2. やや増えた | 3. あまり変わらない |
| 4. やや減った | 5. 減った   | 6. わからない    |

問15 下野市全体では、どのような「緑」が多いと思いますか。

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 1. 公園の緑             | 2. 道路の街路樹           |
| 3. 河川などの水辺の緑        | 4. 生垣、庭木などの宅地の緑     |
| 5. 田畑の緑             | 6. 工場や事業所の緑         |
| 7. 寺社仏閣や自然林などの伝統的な緑 | 8. 学校や病院などの公共公益施設の緑 |
| 9. 平地林など山林の緑        | 10. その他 ( )         |

問16 以前（概ね10年前※）と比べて下野市全体の「緑」は増えていると思いますか。

※居住年数が10年未満の場合には、住み始めた頃と現在を比べてください。

- |          |          |             |
|----------|----------|-------------|
| 1. 増えた   | 2. やや増えた | 3. あまり変わらない |
| 4. やや減った | 5. 減った   | 6. わからない    |

問17 下野市全体の「緑」について、あなたの満足度はどの程度ですか。

- |       |         |       |         |       |
|-------|---------|-------|---------|-------|
| 1. 満足 | 2. やや満足 | 3. 普通 | 4. やや不満 | 5. 不満 |
|-------|---------|-------|---------|-------|

問18 下野市全体の「緑」や「公園」に対して、今後どのようなことを特に望みますか。 ○は1つ

1. 鳥類や昆虫など、生物のすみかとなること
2. 都市の気温や空気などの環境を調整すること
3. 都市の季節感や風格を与えること
4. 緑豊かな下野市をアピールするような景観をつくること
5. 健康づくりや心の安らぎの場となること
6. レクリエーションなどの活動の場となること
7. 寺社仏閣や自然林などの伝統的な緑
8. 災害時の避難地となること
9. その他 ( )

問19 下野市全体の「緑」のうち、特に守り育てる必要があるものはどのような緑だと思いますか？

○は3つ以内

1. 公園の緑
2. 道路の街路樹
3. 河川などの水辺の緑
4. 生垣、庭木などの宅地の緑
5. 田畑の緑
6. 工場や事業所の緑
7. 寺社仏閣や自然林などの伝統的な緑
8. 学校や病院などの公共公益施設の緑
9. 平地林など山林の緑
10. その他 ( )

## 市民参加による「景観づくり」や「緑化推進」について

問20 あなたは、良好な「景観づくり」や「緑化推進」のための活動に参加したいと思いますか。あなたのお考えに最も近いものを選んでください。 ○は1つ

1. 積極的に参加したい
2. 時間等の都合がつけば参加したい
3. 関心はあるが参加は難しい
4. 参加したくない
5. その他 ( )

問21 あなたは、良好な「景観づくり」や「緑化推進」のために、どのような活動に協力できると思いますか。  はい/  いいえ

1. 自宅の緑や花を増やす
2. 落書きやごみのポイ捨てなどをなくす
3. 地域の緑化活動や花いっぱい運動などに参加する
4. 公園や緑地の美化清掃活動に参加する
5. 道路やごみ置き場などの美化清掃活動に参加する
6. 河川や水路の美化清掃活動に参加する
7. まち歩きなどのイベントに参加し、身近な景観やみどりを知る
8. 身近な景観やみどりに関する勉強会や講演会に参加する
9. 平地林の保全など、良好な景観やみどりを守るための活動に参加する
10. 史跡（城跡・古墳等）の景観を守るための活動に参加する
11. 「景観づくり」や「緑化推進」などの活動支援の募金・寄付に協力する
12. その他（ ）

問22 あなたは、市民が「景観づくり」や「緑化推進」の活動を実践していくために、行政からどのような支援策があると良いと思いますか。  はい/  いいえ

1. 「景観づくり」や「緑化推進」に関する情報を積極的に市民に提供する
2. 「景観づくり」や「緑化推進」に関する講演会や勉強会などの学習の機会を設ける
3. 「景観コンクール」や「花いっぱいコンクール」などの取り組みを行う
4. 「景観づくり」や「緑化推進」のリーダーとなる人材を育てる仕組みをつくる
5. 「景観づくり」や「緑化推進」の活動に対する金銭的な助成を行う
6. 「景観づくり」や「緑化推進」の活動に対する専門家派遣などによる技術支援を行う
7. 市民・事業者・行政がともに「景観」や「緑」について考える組織や仕組みをつくる
8. その他（ ）

その他、「景観」や「緑」について、  
ご意見などございましたらご記入ください。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

ご協力ありがとうございました。

※このアンケート用紙については、空欄があっても結構ですので、同封の返信用封筒に（切手は不要）にいれて、〇月〇日（〇）までに、お近くのポストに投函してください。

## アンケート調査設問の意図と活用について

### 問 5 居住地区の「景観」の魅力について

居住地区の「景観」についての魅力を把握し、方針や策定後のソフト施策に活かす。例えば、魅力が低ければまずは周知に重点を置き、また魅力が高いようであれば、さらに高めるための活動支援などにも力を入れるなど。

### 問 6 居住地区の「景観」の変化について

居住地区の「景観」の変化を把握し、方針や基準、策定後のハード・ソフト施策に活かす。例えば、問 7 の阻害要因とあわせて、建築物や工作物の基準設定に活かす。

### 問 7 居住地区の阻害要因について

居住地区の景観阻害要因として何を重視しているのか把握し、方針や基準等の設定に活用する。例えば、屋外広告物に不満を感じているようであれば市条例化を検討するなど。

### 問 8 下野市全体の「景観」の魅力について

下野市全体の「景観」についての魅力を把握し、方針や策定後のソフト施策に活かす。例えば、魅力が低ければまずは周知に重点を置き、また魅力が高いようであれば、さらに高めるための活動支援などにも力を入れるなど。

### 問 9 項目別の満足度と重要度

市民の項目別の満足度と重要度を把握し、方針や基準等の設定に活用する。例えば、満足度が低く、重要度が高い場合は改善優先度が高く、満足度と重要度が高い項目は現状を維持していくなど、方針の方向性を把握できる。

### 問 10 今後残したい建築物・樹木について

文化財だけではなく、地区の住民だけが把握している景観資源を発掘し、今後の景観づくりに活用する。将来的な景観重要建造物や景観重要樹木の候補として整理。



問 11 良好な「景観づくり」レベルについて

「景観づくり」と「緑化」を進める上で、市民が望む規制・誘導のレベルを把握し、基準等の設定に活かす。

問 12 具体的なレベルの項目について

「景観づくり」と「緑化」を進める上で、市民が望む規制・誘導の具体的な項目を把握し、基準等の設定に活かす。

問 13 居住地区の「緑」の状況把握について

居住地区の「緑」の状況を把握し、緑の基本計画の方針や施策等の設定に活かす。

問 14 居住地区の「緑」の変化について

居住地区の「緑」の変化を把握し、緑の基本計画の方針や施策等の設定に活かす。

問 15 下野市全体の「緑」の状況把握について

下野市全体の「緑」の状況を把握し、緑の基本計画の方針や施策等の設定に活かす。

問 16 下野市全体の「緑」の変化について

下野市全体の「緑」の変化を把握し、緑の基本計画の方針や施策等の設定に活かす。

問 17 下野市全体の「緑」の満足度把握について

下野市全体の「緑」の満足度を把握し、緑の基本計画の方針や施策等の設定に活かす。

問 18 下野市全体の「緑」や「公園」に対する今後の要望について

下野市全体の「緑」の変化を把握し、緑の基本計画の配置の方針や施策等の設定に活かす。

#### 問 19 下野市全体の「緑」の中で特に守り育てる必要があるものについて

下野市全体の「緑」の中で特に守り育てる必要があるもの把握し、緑の基本計画の配置の方針や施策等の設定に活かす。

#### 問 20 と 21 活動への参加意向の把握と具体的な活動について

問 20 で、市民の「景観づくり」と「緑化推進」に関する活動への参加意向を把握し、問 21 でどのような活動に参加したいかを把握し、策定後のソフト施策に活かす。例えば、直接の参加が難しいが、募金や寄付が可能ということであれば基金の創設など。

#### 問 22 行政に求める支援策について

市民が「景観づくり」と「緑化推進」に関する活動を行う上で、どのような支援が必要かを把握し、策定後のソフト施策に活かす。例えば、周知ということであれば広報誌の発行やホームページの開設、学びの場の提供ということであれば勉強会・講演会（リーダーの育成も含め）の開催やアドバイザーの派遣など。

下野市景観計画策定スケジュール

年月		会議等	
2020年度	4月		
	5月		
	6月		
	7月	22日	第1回庁内検討委員会
		28日	第1回策定委員会
	8月	中旬	アンケート実施
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
	1月	下旬	第2回庁内検討委員会
	2月	上旬	第2回策定委員会
	3月		
2021年度	4月		
	5月	上旬	第3回庁内検討委員会
		下旬	第3回策定委員会
	6月		
	7月	上旬	第4回庁内検討委員会
		下旬	第4回策定委員会
	8月		市議会・市都市計画審議会(報告)
	9月		パブリックコメント
	10月	上旬	第5回庁内検討委員会
		下旬	第5回策定委員会
	11月		
	12月		市議会(景観条例)
	1月		県景観審議会
	2月		
	3月		
4月	1日	計画・条例施行	

検討内容

- ・景観計画の概要
- ・アンケートの概要

- ・景観計画の区域
- ・景観形成の方針

- ・景観形成の行為の制限
  - ・重点地区、推進方策等
- ◇ 計画素案完成

- ・計画全編の検討

- ・計画全編の最終審議

## ○ 栃木県景観アドバイザー制度について

### 1 栃木県景観アドバイザー制度とは

市町村、県民及び事業者による景観形成の活動を支援するため、景観、都市計画及び色彩等に関し専門的知識を有するアドバイザーを派遣する制度です。

景観形成に関する講演会・研修会等の講師や、視察・ワークショップ等において専門的な事項に係る助言などを受けることができます。

#### (活用例)

- ・ 景観について分かりやすく説明する市民向けの講演会を開催したい
  - ・ 景観計画を策定するにあたって専門的なアドバイスが欲しい
  - ・ 景観形成により観光地・商店街の活性化を図るためのアドバイスが欲しい
- などの取組を進めている（今後検討されている）場合は、是非この景観アドバイザー制度をご活用ください。

※ 景観アドバイザーの派遣に係る費用は栃木県で負担します。

### 2 派遣対象

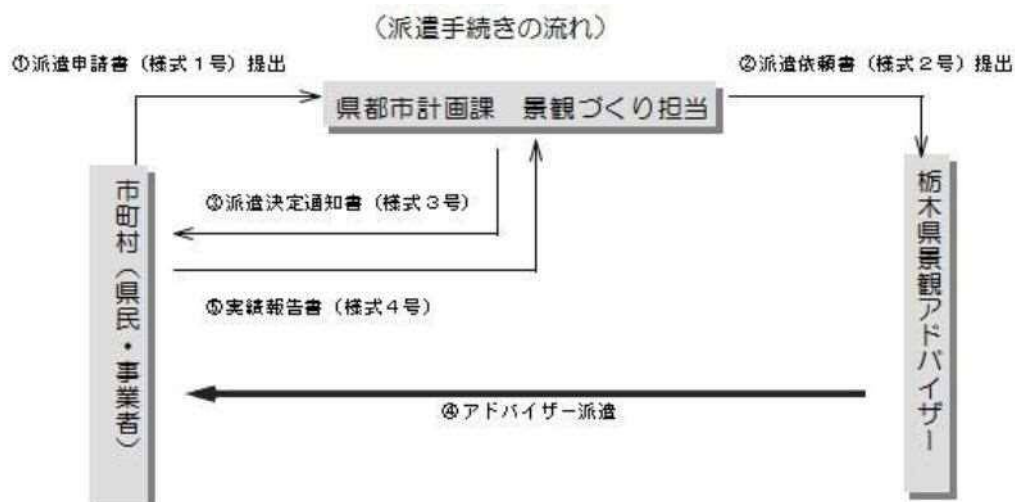
市町主催の各種事業のほか、県民及び事業者による景観形成のための活動が対象となります。

### 3 栃木県景観アドバイザー名簿

令和2（2020）年4月1日現在、10名を景観アドバイザーとして委嘱しています。詳細は、別添資料を参照ください。

### 4 派遣手続き

年間の景観アドバイザー制度活用計画を照会（市町を対象として実施）した後、派遣手続きを開始します。



※ 「栃木県景観アドバイザー制度実施要綱」も併せて御参照ください。

## 栃木県景観アドバイザープロフィール

御氏名	伊澤 岬（いざわ みさき）
現職名等	日本大学 名誉教授 太陽エネルギーデザイン研究会 名誉会長 水上空港ネットワーク構想研究会 会長
アドバイスできること	㊟景観・まちづくり全般 ㊟鉄道駅・ターミナルなどの交通空間のデザイン ㊟丘陵地や河川・運河空間のデザイン ㊟交通施設のユニバーサルデザインと観光ユニバーサルデザイン ㊟世界遺産のオーセンティシイテイ（真正さ）と景観 ㊟復興・防災計画      ㊟再生エネルギーとデザイン
経歴・活動実績・資格等	（経歴） 日本大学理工学部建築学科・海洋建築工学科・交通システム工学科の建築・土木系3学科でのデザイン教育とデザイン実務に従事。 工学博士（日本大学） （活動実績） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船橋日大前駅、駅前広場、アクセス道路のデザイン                      （鉄道建築協会作品部門最優秀賞・千葉県建築文化奨励賞受賞）</li> <li>・ 大江戸線新宿駅、東新宿駅のデザイン                      （駅舎設計者指名プロポーザルコンペに当選）</li> <li>・ 気仙沼市魚町・南町内湾地区復興まちづくりコンペ佳作</li> <li>・ 復興支援活動で強靱化大賞最優秀賞</li> </ul> （資格等） 一級建築士
ホームページ・著書等	（ホームページ） 太陽エネルギーデザイン研究会： <a href="http://nxc.jp/sdc/">http://nxc.jp/sdc/</a> 水上空港ネットワーク構想研究会： <a href="http://www.trpt.cst.nihon-u.ac.jp/PUBTRPLAN/seaplane/">http://www.trpt.cst.nihon-u.ac.jp/PUBTRPLAN/seaplane/</a> （著書等） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単著：海洋空間のデザイン 彰国社 1990                      ：交通空間のデザイン 彰国社 2000                      ：京都・奈良の世界遺産 凸凹地形模型で読む建築と庭園                      実業之日本社 2017</li> <li>・ 共著：運河・再興の計画 房総・水の回廊構想 彰国社 1996</li> </ul>

- : 交通バリアフリーの実際 共立出版 2006
- : 観光のユニバーサルデザイン  
-歴史都市と世界遺産のバリアフリー 学芸出版 2010
- : 3.11 復興プロジェクトの挑戦とその射程  
建築と土木、エネルギーの融合の活動から 彰国社 2018

## 私の景観への「思い」、「好きな景観」など

### 「思い」

土木と建築の融合が都市景観や国土景観創出に必須との考えから「デザイン」を切り口に、建築・土木系の3学科での教育・実務に携わってきた。

その成果が、活動実績で示した3つの鉄道駅の設計であり、最近では復興支援の一環として、復興まちづくりの提案を「土木と建築とエネルギー」の融合の中に、宮古市・気仙沼市・塩竈市・福島県富岡町・千葉県旭市などにビジュアルに提案。

さらにその延長として、南海トラフ地震対応のまちづくりを下田市や高知県の各都市での防災計画に協力している。

### 「好きな景観」

巖島海上社殿：

土木と建築の歴史的成果。800年にわたり海上に木造の社殿が存続しつづけたかの「技」を著書を通して解明した。

巖島は災害（台風・高潮）のたびにより強く、より美しく蘇ってきた。東日本の復興もそうあって欲しいと思う。

### 「栃木県の好きな景観」

- ① 日光東照宮：急峻な国土を象徴する境内は、地形の凹凸を匠に計画・造成し、現代の開発・造成の範となる好事例。丘陵地に立地する「東京薬科大学八王子キャンパス」や「静岡県立大学キャンパス」の設計に活した。
- ② 大谷石石切り場跡の地下空間：この空間性を実務で設計した「地下鉄地下駅」に環境装置体としてデザインした。
- ③ 栃木市の水系歴史都市
- ④ 足利市・佐野市・栃木市の歴史都市群
- ⑤ 生前浜田庄司氏に案内頂いた益子の工房群とその景観
- ⑥ ふるさと下野市からの鬼怒川と筑波山、日光連山の山並の景観。



地下鉄駅設計のイメージとなった  
栃木県大谷石採石場の岩間からの  
「光」と「緑」